

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、校訓の「怨心、誠心、協心」（三心の訓）と生徒指標の「清く、明るく、美しく、まごころ」（三く一ろの訓）を実践する生徒の育成を目指しています。また、教育目標に「本校に学ぶ誇りを持ち、健康的で知性・品性・感性に満ちた生徒の育成」、「自らの個性を磨き、相互の能力を高め合い、進路目標達成に向けて努力する生徒の育成」、「学校内外の諸活動に積極的に参加し、思いやりの心と行動力のある生徒の育成」を掲げて、教育活動を実践しています。

そのような中であって、いじめ根絶に向けた取組を一層充実させることは、本校教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものです。

全教職員は「いじめは本校においても、どの生徒にも、どの場所でも起こりうる」という共通認識の下、全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、家庭、地域、その他関係者と協力して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処に努めます。また、全ての生徒が「いじめは決して許されない行為」であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりせず、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことを目指すとともに、他の生徒に対する思いやりのある心を育むことを目指します。

### 2 いじめ防止等のための校内組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめ防止等の対策及びいじめ等に対する措置に向けて、組織的かつ実効的に対応するために、校内組織「いじめ防止委員会」を設置します。

委員は、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとし、委員会には、必要に応じて学級担任や部顧問等が加わります。また、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、精神科医、弁護士、学識経験者等からなる「いじめ調査委員会」を設置し、支援を受けます。

### 3 いじめの未然防止のための取組

全教職員は、授業や特別活動などの教育活動全体を通じ、生徒が心の通う人間関係を構築する能力を養い、「いじめは決して許されない」ことを理解することを目指します。

- ・授業改善に努め、生徒が学習に対する達成感や成就感をもてるようにします。
- ・45分授業に即した、規律ある授業を展開します。  
(ベル着、用具の準備、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方など)
- ・授業においては、言語活動を重視し、生徒相互のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、自己有用感の育成を目指します。

- ・学習環境を整えること、特に清掃活動を重視し、いじめが起これない雰囲気づくりをします。
- ・職員学校週番は、昼休みなど生徒が活動している時間帯にも巡視します。
- ・毎学期始めの『銀杏憲章集会』で、生徒自身が望ましい生活のあり方を確認し、いじめを起こさない環境を主体的につくっていけるよう指導します。
- ・生徒・保護者に対する情報モラル教育を推進します。
- ・Q-Uテストを年2回実施し、客観的指標に基づき、秩序と協調性、一人一人の居場所があるクラス・学年経営を推進します。
- ・いじめ防止に関する職員研修を実施します。
- ・友人関係、集団づくり、社会性の育成を目指し、ボランティア活動や体験活動等を推進します。
- ・「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」を下に、生徒会によるいじめゼロ宣言を行います。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

教職員は、いじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に関する理解を深め、生徒の小さな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき迅速に対応する体制を全教職員で構築します。

- ・気になる変化、気になる行為に接した場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモします。
- ・SHRの様子、学級日誌の記述などに気を配ります。
- ・学級担任や部顧問と保健室との連携を密にします。
- ・生徒や保護者が気軽に相談できる雰囲気をつくります。
- ・いじめアンケートや生活学習アンケートを計画的に実施します。
- ・個人面談、保護者面談などを定期的に行います。
- ・本校独自の相談窓口である「はあとふる相談窓口」を設置し、充実を図ります。
- ・国や県の電話相談窓口の周知を図ります。

#### 5 いじめ等に対する措置

##### ① いじめを確認した場合への対処

いじめ防止委員会は、被害生徒の生命・心身の保護が最も重要であることを認識しつつ、事実確認を慎重かつ迅速かつ正確に行い、被害生徒のケアとその保護者に対する支援、加害生徒への指導とその保護者に対する助言をするとともに、県教育委員会、学校、警察、地域住民、家庭、その他の関係者の相互の連携協力の下、いじめが解消されるまで責任をもって対応し、再発防止の手立てを講じます。

##### ② インターネットを通じて行われるいじめへの対処

インターネットによって発信される情報の特性をふまえ、関係機関と連携して対応

します。不適切な書き込み等を確認した場合は、警察や法務局等と協力しながら、書き込み削除の要請や発信者情報の確認に努めます。また、被害生徒のケアとその保護者に対する支援を「被害者を守り抜く」という立場で行います。

③ いじめの疑いがある場合への対応

いじめの疑いがある行為を発見した教職員は、速やかにいじめ防止委員会に報告します。いじめ防止委員会は、ただちに県教育委員会に報告の上、対応を判断しますが、判断材料が不足している場合には、「いじめ調査委員会」等の協力のもとに事実関係の把握を慎重かつ迅速かつ正確に行い判断します。

6 重大事態への対処

いじめ防止委員会がいじめが重大事態であると判断した場合は、県教育委員会の指導の下、ただちに必要な対応を行います。

いじめ防止委員会を中心に、被害生徒や保護者に寄り添った対応をします。

7 いじめ防止等に対する取組の検証と改善

この基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」を参酌して定めていますが、年度末に実施する学校評価において、その取組を検証し、必要な改善を行っていきます。検証及び改善は、いじめ防止委員会を中心に学校全体で行い、生徒や保護者、地域住民、その他関係者の意見が反映されるように努めます。

平成26年4月8日制定

平成29年5月31日改定